

標題

外国籍船舶の日本籍への船籍変更が、入渠時以外の時期においても可能であることについて(入渠時以外の時期における日本籍への船籍変更手続き等)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1208
発行日 2020年9月8日

各位

現在、船主殿より"就航中の外国籍船について、船舶を入渠させる定期検査等の時期以外であっても日本籍への船籍変更の手続きが可能なのか"とのお問い合わせを多く頂いております。このため、改めて"日本籍への船籍変更に際しては必ずしも入渠を必要としない"こと及び手続き上の留意点について説明するため、本テクニカルインフォメーションを発行する次第です。

1. 入渠時以外の時期における日本籍への船籍変更手続きについて
就航中の船舶について、その船籍を外国籍から日本籍に変更手続きを行うことは、定期検査等で造船所に入渠する時期はもちろんのこと、入渠しない時期であっても可能です。
2. 入渠時以外における日本籍への船籍変更手続きの留意点(入渠時の船籍変更との差違)について
入渠時、入渠時以外のいずれであっても、船籍変更を行う際には、船舶安全法に基づく船舶検査(第一回定期検査)を受検頂く必要がございます。ここで、入渠時以外に船舶検査(第一回定期検査)を受検頂いた場合、入渠時における同検査と比較し、検査で確認できる項目が少なくなります(例えば貨物倉・バラスタック等の内部検査や水線下の船体検査といった項目が実施困難)。従いまして、以降の定期的検査における検査項目や受検期日等につきまして、入渠時に船籍変更した場合と異なる(例えば、次の受検期日までの期間が短くなる)場合がありますので、ご留意ください。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター別館 検査部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)
Tel.: 03-5226-2027
Fax: 03-5226-2029
E-mail: svd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。